

## 相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、貸貸人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2 貸貸人は、契約後、借借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により借借人に損害が生じても、貸貸人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）借借人が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- （2）借借人が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
- （3）借借人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- （4）借借人が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は借借人の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

- 3 2の規定により貸貸人がこの契約を解除した場合においては、賃借人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貸貸人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、貸貸人は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 5 賃借人は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく貸貸人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 6 賃借人は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがあるときは、貸貸人と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。
- 7 賃借人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに貸貸人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 賃借人は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがあるときは、貸貸人と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。